

秘密保持契約書

【会社名】(以下「甲」という。)と、株式会社日本人材機構(以下「乙」という。)とは、乙が行う人材紹介、コンサルティング等に関する業務及び準備業務(以下「本件業務」という。)のために甲及び乙が開示する秘密情報の取扱いに関し、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(前提)

乙の理念は、本件業務を提供することにより、甲の業績の改善・拡大を企図し、以て甲の雇用拡大・賃金向上を図り、地域経済の発展に寄与することを目的とするものである。甲は、これを理解した上で本件業務の提供を受けるものとし、当該提供を受け業績の改善・拡大が実現した暁には、自社の雇用拡大・賃金向上を図り、地域経済の発展に寄与するよう努める。

第2条(定義)

1. 本契約における秘密情報とは、本件業務に関連して甲及び乙のうち情報を開示する側(以下「開示者」という。)から、甲及び乙のうちその開示された情報を受領する側(以下「受領者」という。)に対し、①書面もしくは電子データにて受領者に対して提供され、かつ「秘密」と明示的に表示されたもの、又は、②口頭にて受領者に対して「秘密」であることを明確に説明したうえで提供され、かつ開示後15日以内にその内容を「秘密」と明示的に表示した書面で受領者に通知された情報をいう。ただし、次にあげるものを除く。
 - (1) 開示者より開示を受けた時点において既に公知であったもの
 - (2) 開示者より開示を受けた後に受領者の故意・過失によらず公知となったもの
 - (3) 開示者より開示を受ける前に受領者が自ら知得したもの
 - (4) 開示者より開示を受けた後に、秘密保持義務を負っていない第三者より正当な手段により入手したもの
 - (5) 受領者が開示者より開示された秘密情報によることなく、独自に創作・開発したもの
2. 前項の規定にかかわらず、開示者が受領者に開示又は提供した個人情報とは秘密情報とする。ここで、個人情報とは、個人情報保護法第2条に定義される情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))を含むが、これに限らない。)をいう。

第3条(秘密保持義務)

1. 受領者は、秘密情報を秘密として厳守し、第三者(乙の親会社およびその監督官庁を除く。)に開示若しくは漏洩しないものとする。ただし、事前に開示者より書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2. 乙が受領者の場合、前項の定めにかかわらず、乙は、自らの責任で、秘密情報を人材紹介に係る候補者、本件業務の提携先又は委託先（以下総称して「候補者等」という。）に開示することができる。
3. 受領者は、候補者等及び第1項ただし書に基づき第三者に秘密情報を開示する場合、当該候補者等及び第三者に対して、本契約上の受領者の義務と同等の義務を負わせるものとする。
4. 受領者は、秘密情報につき、その不正使用、不正開示又は漏洩を防止するため、自己の秘密情報を管理するのと同等の注意義務をもって管理しなければならないものとする。
5. 秘密情報に関する複製物及び二次的資料についても前項と同様とする。
6. 法令又は政府機関の規則その他これらに準ずる定めに基づき、受領者に秘密情報の開示が要求された場合、受領者はこれに応じて合理的に必要な範囲内において開示することができる。この場合、受領者は可能な限り当該開示を行うことを事前に開示者に通知し、それができない場合には事後速やかに報告することとする。

第4条（使用目的）

受領者は、秘密情報を本件業務の目的のためにのみ使用し、それ以外の目的には一切使用しないものとする。

第5条（秘密情報の開示の範囲）

受領者は、第3条の定めにかかわらず、秘密情報を、受領者の役員又は従業員であって本件業務に従事し業務遂行上当該秘密情報を知る必要がある者、受領者の顧問弁護士、顧問会計士、顧問税理士その他の法律上秘密保持義務を負う専門家及び甲が予め開示を承諾した金融機関（以下「役員又は従業員等」という。）に限り、その必要範囲内でのみ開示することができる。なお、受領者は、秘密情報を開示した役員又は従業員等をして、本契約で定めた受領者の義務と同等の義務を負わせるものとする。

第6条（秘密情報の複製）

受領者は、本件業務のために必要な場合に限り、秘密情報又は秘密情報が記録された記録媒体を複製、複写又は要約することができる。

第7条（秘密情報の帰属）

開示者から受領者に開示された全ての秘密情報は、開示者に帰属するものとし、受領者に対する秘密情報の開示により、特許権、商標権、著作権その他のいかなる知的財産権も譲渡されるものではなく、また、使用許諾その他いかなる権限も与えられるものではない。

第8条（履行状況の確認）

1. 開示者は、受領者の営業時間中いつでも受領者の義務の履行状況につき照会できるものとする。

る。

2. 受領者は、前項の照会を受けたときは、遅滞なく、開示者に対し、その履行状況を報告しなければならない。

第9条（事故発生時の対応）

秘密情報が第三者に漏洩したおそれが生じたときは、受領者は直ちに開示者に報告し、損害の拡大防止に努めなければならない。

第10条（損害賠償）

受領者、候補者等、第3条第1項ただし書の承諾を得て秘密情報を受領した者又は第5条の「役員又は従業員等」が本契約に違反し、これにより開示者が損害を被った場合、開示者は、受領者に対し、直接かつ現実に被った通常損害の範囲内において、損害賠償を請求できるものとする。ただし、本契約による義務の履行につき受領者に懈怠のなかったことを受領者において証明した場合はこの限りでない。

第11条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日から2023年3月31日までとする。ただし、本件業務が有効期間内に完了した場合は、その時点をもって契約期間は終了するものとする。

第12条（秘密情報等の返還）

1. 受領者は、本契約が終了したとき又は開示者から要請を受けたときは、直ちに秘密情報が記録された書面その他の媒体（第5条に基づき複製、複写又は要約されたものを含む。）の一切を開示者に返還しなければならない。
2. 受領者は、前項に記載された媒体を開示者の同意を得て廃棄した場合には、前項の返還に代えることができるものとする。

第13条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相手方に対し、本契約締結日現在及び将来に亘って、次の各号に定める事項について保証する。
 - (1) 自己及びその役員、経営に実質的に関与している者及び従業員が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知的暴力団等、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当しないこと
 - (2) 反社会的勢力との間において、直接又は間接問わず、かつ名目の如何を問わず、資金等（便宜の供与を含む）を導入し、又は提供していないこと

- (3) 直接又は間接を問わず、反社会的勢力が経営を支配し、または経営に関与していないこと
 - (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有していないこと
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
 - (6) 反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与していると認められる関係を有しないこと
2. 甲及び乙は、相手方に対し、自己又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方若しくは協力者の信用を毀損し、又は相手方若しくは協力者の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第14条（協議条項）

本契約に定めのない事項又は本契約に関して疑義が生じた場合は、甲乙は誠意を持って協議し、その解決にあたるものとする。

第15条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠するものとする。

第16条（裁判管轄）

本契約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第17条（残存条項）

本契約が事由の如何を問わず終了した後も、第3条（秘密保持義務）、第4条（使用目的）、第7条（秘密情報の帰属）、第9条（事故発生時の対応）、第10条（損害賠償）、第13条（反社会的勢力の排除）、第15条（準拠法）、第16条（裁判管轄）及び本条は、なお有効に存続する。

以上本契約の成立を証するため本書二通を作成し、甲乙各一通を保有する。

年 月 日

(甲)

(乙) 東京都中央区日本橋二丁目 1 番 14 号

日本橋加藤ビルディング 9 階

株式会社日本人材機構

代表取締役社長 小城 武彦